

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称	: ウイルスアウト
推奨用途	: 建物、自動車室内の抗ウイルス・抗菌・消臭・防カビ。
使用上の制限	: 推奨用途以外には使用しないこと。
会社名	: 株式会社イコント
住所	: 〒270-0163 千葉県流山市南流山4丁目2-5 ハイツ JuneSix 105
電話番号	: 04-7199-3402
FAX番号	: 04-7199-3404

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分3
健康に対する有害性	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2B
	生殖毒性	区分1A
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3（気道刺激性、麻酔作用）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（肝臓）、区分2（中枢神経系）
環境に対する有害性	—	

注）上記の GHS 分類で区分の記載がない危険有害性項目については、「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項に記載した。

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険

- H226 引火性液体及び蒸気
- H320 眼刺激
- H335 呼吸器への刺激のおそれ
- H336 眠気又はめまいのおそれ
- H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- H372 長期にわたる、又は反復暴露による臓器の障害（肝臓）
- H373 長期にわたる、又は反復暴露による臓器の障害のおそれ（中枢神経系）

注意書き

【安全対策】

- P202 すべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
- P210 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
- P233 容器を密閉しておくこと。
- P240 容器を設置すること／アースをとること。

- P241 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
 P242 火花を発生させない工具を使用すること。
 P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 P260 粉じん／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 P261 粉じん／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
 P264 取扱い後はよく手を洗うこと。
 P270 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
 P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡を着用すること。

【救急措置】

- P303+P361+P353 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
 P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 P305+P351+P338 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 P308+P313 暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
 P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 P314 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
 P337+P313 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 P370+P378 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。

【保管】

- P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
 P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
 P405 施錠して保管すること。

【廃棄】

- P501 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
 含有成分及び濃度

化学名又は一般名	濃度 wt%	CAS No.	化審法 No.	安衛法		PRTR 法	毒劇法
				表示対象物	通知対象物		
エタノール	25~35	64-17-5	2-302	該当	該当	非該当	非該当
添加剤	<1	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当	非該当
水	残部	7732-18-5	(公示)	非該当	非該当	非該当	非該当

- 化審法No. : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号
 安衛法 表示対象物 : 労働安全衛生法 第57条の政令で定めるもの（施行令18条）
 安衛法 通知対象物 : 労働安全衛生法 第57条の2第1項の政令で定めるもの（施行令第18条の2）
 PRTR 法 : 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律
 毒劇法 : 毒物及び劇物取締法

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 蒸気を吸い込んだ場合、直ちに新鮮な空気のある場所に移し、安静にすること。もし呼吸が不規則な場合や吐き気がする場合は、速やかに医師の診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣服を脱ぎ、局部を石鹼と水で十分洗うこと。
外観に変化が見られたり、痛みが続いたりする場合は、直ちに医師の診断を受けること。
- 目に入った場合 : コンタクトの有無を確認し、着用している場合は外し、直ちに多量の清浄な水で15分以上洗眼し、瞼の裏まで完全に洗うこと。その後、医師の診断を受けること。
- 飲み込んだ場合 : 吐かせないで直ちに水を飲ませ、直ちに医師の診断を受けること。
ただし、被災者に意識がない場合は何も与えないこと。
- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 : 情報なし。
- 応急措置をする者の保護 : 救助者は、適切な保護具を着用する。
- 医師に対する特別な注意事項 : 情報なし。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水噴霧、対アルコール性泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 特有の危険有害性 : 加熱により容器が爆発するおそれがある。
極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。
消火後再び発火するおそれがある。
火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
容器が熱に晒されているときは、移さない。
安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 適切な空気呼吸器、防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 全ての着火源を取り除く。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
密閉された場所に立入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 環境中に放出してはならない。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策 : すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
: 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
- 安全取扱注意事項 : 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
取扱い後はよく手を洗うこと。

- すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 皮膚と接触しないこと。
 眼に入れないこと。
- 接触回避 : 『10. 安定性及び反応性』を参照。
 衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。
- 保管
- 安全な保管条件 : 容器を密閉して冷乾所にて保存すること。
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から離して保管すること。ー禁煙。
 安全な容器包装材料 : 密栓できるもの。製品使用容器に準ずる。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

化学名又は一般名	管理濃度		
	厚生労働省	日本産業衛生学会	ACGIH
エタノール	設定されていない	設定されていない	STEL 1000ppm

- 設備対策 : 蒸気又はミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
 取扱い場所の近くに洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

適切な保護具

- 呼吸器用保護具 : 保護マスクを着用すること。
 手の保護具 : 保護手袋を着用すること。
 眼、顔面の保護具 : 側板付き普通眼鏡又はゴーグル型保護眼鏡を着用すること。
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖の作業着、安全靴を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
 色 : 淡紫色
 臭い : 特有の芳香
 沸点又は初留点及び沸騰範囲 : 78.5°C (エタノール)
 可燃性 : データなし
 爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 : 3.3~19% (エタノール)
 引火点 : 28~30°C (タグ密閉式)
 自然発火点 : データなし
 分解温度 : データなし
 pH : 5~6 (10wt%水溶液、25°C)
 動粘性率 : データなし
 蒸気圧 : データなし
 密度及び/又は相対密度 : 0.96g/cm³ (20°C)
 相対ガス密度 : データなし
 粒子特性 : データなし
 その他データ : データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
化学的安定性	: 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	: 次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニアと徐々に反応し、火災や爆発の危険をもたらす。硝酸、硝酸銀、硝酸第二水銀、過塩素酸マグネシウムなどの酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	: 有用な情報なし
混触危険物質	: 次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニア、硝酸、硝酸銀、硝酸第二水銀、過塩素酸マグネシウムなどの酸化剤
危険有害な分解生成物	: 有用な情報なし。

11. 有害性情報

※下記有害性情報は、JIS Z 7252 により混合物としての GHS 区分を分類した結果に基づく。

急性毒性	: [経口] データ不足により、分類できない [経皮] データ不足により、分類できない [ガス] 区分に該当しない [蒸気] データ不足により、分類できない [粉じん及びミスト] データ不足により、分類できない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: データ不足により、分類できない
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 区分 2B 成分 \geq 10%より、区分 2B
呼吸器感作性	: データ不足により、分類できない
皮膚感作性	: データ不足により、分類できない
生殖細胞変異原性	: データ不足により、分類できない
発がん性	: データ不足により、分類できない
生殖毒性	: 区分 1A 成分 \geq 0.3%より、区分 1A
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	: 区分 3 成分（気道刺激性、麻酔作用） \geq 20%より、区分 3（気道刺激性、麻酔作用）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	: 区分 1 成分（肝臓） \geq 10%、区分 2 成分（中枢神経系） \geq 10%より、区分 1（肝臓） 区分 2（中枢神経系）
誤えん有害性	: データ不足により、分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性

※下記有害性情報は、JIS Z 7252 により混合物としての GHS 区分を分類した結果に基づく。

- 水生環境有害性 短期（急性）: データ不足により、分類できない
水生環境有害性 長期（慢性）: データ不足により、分類できない

残留性・分解性	: データなし
生態蓄積性	: データなし
土壌中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

陸上規制情報 (ADR/ RID/ ADN)

UN No. : 1993
Proper Shipping Name : FLAMMABLE LIQUID, N.O.S. (contains ETHANOL)
Class : 3
Packing Group : III

海上規制情報 (IMDG)

UN No. : 1993
Proper Shipping Name : FLAMMABLE LIQUID, N.O.S. (contains ETHANOL)
Class : 3
Packing Group : III
Marine Pollutant : 非該当

航空規制情報 (ICAO/ IATA)

UN No. : 1993
Proper Shipping Name : FLAMMABLE LIQUID, N.O.S. (contains ETHANOL)
Class : 3
Packing Group : III

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質
: 非該当

国内規制

陸上規制情報 : 道路法に定めるところに従うこと。
航空規制情報 : 航空法に定めるところに従うこと。
海上規制情報 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。

特別の安全対策 : 輸送に際しては直射日光を避け、容器の落下、破損、漏れの無いように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。

緊急時応急措置指針番号 : 127 引火性液体 (極性/水可溶)

15. 適用法令

消防法 : 非該当
労働安全衛生法 : 危険物・引火性の物 (施行令別表第 1 第 4 号)
名称等を表示すべき危険物及び有害物
(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9)
名称等を通知すべき危険物及び有害物
(法第 57 条の 1、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9)
リスクアセスメントを実施すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 3)
PRTR 法 : 非該当
毒物及び劇物取締法 : 非該当
航空法 : 引火性液体 (施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)

船舶安全法	: 引火性液体類（危規則第 3 条危険物告示別表第 1）
港則法	: その他の危険物・引火性液体類 （法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）

16. その他の情報

引用文献	: JIS Z 7252:2019 GHS に基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253:2019 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、 作業場内の表示及び安全データシート（SDS） 日本化学工業協会 GHS 対応ガイドライン 2019 年 6 月 GHS 国連文書（仮訳 改訂 4 版）、GHS 関係省庁連絡会議（2011） 経済産業省 事業者向け GHS 分類ガイダンス（平成 25 年度改訂版） 原料メーカーの SDS
------	--

※注意

記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の実施を前提としたものであるため、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。